

# 目の前に広がる解放感とゆとり 三島町で夢育む理想の暮らしを実現

過疎化が進む三島町では、住民が安心して暮らすことができる地域コミュニティを維持するため、人口減少（少子化）対策が喫緊の課題となっています。保護者が安心して子育て教育できる環境があるまち、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまち、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちの実現に向けた様々な支援・補助制度を活用して、三島町で理想の暮らしを実現してみませんか？移住・定住についてご不明な点があればお気軽にご相談ください。

**★移住・定住の相談窓口：地域政策課 48-5533**

## 三島町で育てる

| 対象              | 主な支援・補助   | 条件などの概要・内容  | 問合せ先  |                     |
|-----------------|---|---|---|---------------------|
| 出生<br>(乳幼児期)    | ○医療費<br>○予防接種費用<br>(インフルエンザ<br>予防接種を含む)<br>○町営バス料金  | 出産祝金<br><br>子育てサークル<br>(ワンダークラブ)<br><br>乳幼児訪問指導・健診の充実<br><br>産後ケア事業<br><br>紙おむつ支給事業<br><br>ベビーシート(1歳未満)<br>無料貸出             | 町内に住所を有する者が新生児を分娩した場合、新生児1人につき30万円のお祝金を支給します。(但し、規則で定める者を除く。)<br><br>毎月、保育所入所前の子どもと保護者が楽しく遊び、交流できる企画を行っています。また、保健師による相談会も実施しています。<br><br>保健師による子育て指導や健診、個別相談を実施しています。<br><br>(三島町に住所を有する)1歳未満の乳児とその母親で、産後に心身の不調や育児不安のある方が、助産所等の施設で助産師より母乳ケアや育児に関する相談指導、母体の心身の疲労回復促進のためのケア等をうけられます。(町が利用料金9割程度を負担) | 総務課<br>TEL48-5511   |
| 保育所児童<br>(乳幼児期) | ○児童手当の支給(国制度)<br>1ヶ月当たり<br>①0歳～3歳未満<br>15,000円<br><br>②3歳～15歳に到達してから最初の年度末まで<br>10,000円<br><br>③第3子以降(3歳～小学校修了前)<br>15,000円 | 保育料無料<br>(0歳6ヶ月以降～就学前)<br><br>一時保育事業<br>(0歳6ヶ月以降～就学前)<br><br>保育時間<br><br>放課後児童対策<br>「ゆめぽけっと」事業<br><br>学力向上<br>サポートティーチャーの設置 | 保育所入所の要件に該当している方、三島保育所の保育料を無償化。<br><br>保護者の仕事や用事の際などに、保育所入所前の子どもを一時的に三島保育所に預けることができます。(事前相談・申込み要) 半日500円、一日900円<br><br>月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分(土曜日については事前申込が必要です)。  | 教育委員会<br>TEL48-5599 |
| 小学生             |   | 放課後児童対策<br>「ゆめぽけっと」事業<br><br>学力向上<br>サポートティーチャーの設置  | 共働き等で放課後一人になる児童が、安全・安心な環境で宿題や遊びをしながら午後6時まで町民センター内「ゆめぽけっと」で過ごすことができます。   | 教育委員会<br>TEL48-5599 |
| 中学生             |   | 修学旅行費補助<br><br>キャリア教育の推進  | 経験豊富なOBの先生等を活用し、小学校で授業のサポートを行い、苦手教科の克服と学力向上を目指します。<br><br>旅行経費より1人当たり60,000円を控除した金額を補助 ※中学校のみ<br><br>主に町内で仕事をしている方の職業講話等を聞くことにより、将来、町内でも自分で起業したり、就職することができることを学べます。   | 教育委員会<br>TEL48-5599 |

## 三島町で暮らす

| 区分   | 主な支援・補助・概要・内容        |  |  | 問合せ先                |
|------|----------------------|--|--|---------------------|
| 結婚   | 結婚祝金                 | 結婚する男女が初婚又はいずれかが初婚である方で、結婚後も町内に住所を有する場合。(規則で定める方を除く。)  | 10万円支給   | 総務課<br>TEL48-5511   |
| 町営住宅 | 募集する際は、隨時、町HPに掲載します。 |  |  | 産業建設課<br>TEL48-5556 |
|      | 世帯用住宅 42戸            | 中平団地   | 24戸  |                     |
|      |                      | 中田団地   | 6戸   |                     |
|      |                      | 特定公共賃貸住宅宮下居平団地   | 2戸   |                     |
|      |                      | 子育て支援住宅宮下館団地   | 4戸   |                     |
|      | 単身用住宅 16戸            | 移住促進住宅上ノ原団地 ※H31 6戸建設予定  | 6戸   |                     |
|      |                      | 特定公共賃貸住宅宮下居平団地   | 4戸   |                     |
| 空き家  | 改修費補助                | 対象経費の3分の2以内の額(上限あり)<br>町外からの移住、定住(町内転居含む)。または、地域活動等の促進などが見込まれる空き家の改修について補助します。ただし、①②にあっては5年以上の定住を伴う場合に限り、③にあっては5年間の利活用計画が策定されている場合に限られます。<br>※家財処分費、倉庫、車庫等は対象外 | ①町外から住民票の異動を伴う移住者の場合<br>上限 150万円<br><br>②町内で住民票の異動を伴う転居者の場合<br>上限 100万円<br><br>③地域活動促進<br>上限 100万円 | 地域政策課<br>TEL48-5533 |
|      |                      | 利活用の見込みのない空き家や、倒壊のおそれのある空き家を解体する場合。  | ○対象経費の3分の2以内の額<br>上限 75万円  |                     |
|      | 解体費補助                | 町内で新たに世帯員の増を伴って5年以上定住するための住宅の増築を伴う改修。  | ○対象経費の3分の2以内の額<br>上限 100万円   |                     |
| 持ち家  | 改修費補助                | 町内に住居を新築した場合。※倉庫、車庫等は対象外   | ①町内の事業所を利用した場合<br>上限 150万円<br><br>②町外の事業所を利用した場合<br>上限 100万円                                       |                     |
|      | 新築補助                 |  |  |                     |



| 区分              | 主な支援・補助・概要・内容 |   |                                      | 問合せ先                         |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
|-----------------|---------------|---|--------------------------------------|------------------------------|-----|------|-----------|------------|--------------|------|------|-----------------|------------|-------------|---|--|
| 就職する            | 就職祝金          | 新卒者、Uターン者等で町内に住所を有する年齢満40歳未満の者が就職した場合。<br>ただし、1人1回とし規則で定める者を除く。   | 5万円支給                                | 総務課総務係<br>TEL48-5511         |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
| 会社で働く           | 求人情報の提供       | ハローワークの求人情報を役場窓口で閲覧が可能です。   |                                      |                              |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
| 起業する            | 起業支援補助        | <p>(1) 補助対象者：申請年度内に起業する方や申請時に起業の日から2年を経過しない方であって、次の要件を全て満たしている方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業しようとする事業の計画が明確であること。</li> <li>・起業後の事業所等の場所が町内であること。</li> <li>・許認可等要する業種を起業する者については、すでに当該許認可を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること。</li> </ul> <p>(2) 補助対象業種：次に掲げる要件を全て満たしている業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業、医療業、金融保険業、風俗営業、宗教、政治、経済、文化団体等の業種に該当していない事業。ただし、農業者の場合、農産物の加工品を製造販売する場合や農業以外の業種で事業を行う場合は除く。</li> <li>・フランチャイズチェーン等の画一的な営業に該当していない事業。</li> <li>・事業年度末までに完了する事業。</li> </ul> <p>(3) 補助対象経費：新たに事業を行うにあたり要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①広報費（広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ製作費）</li> <li>②試作開発等に要する経費（原材料費、委託料、専門家招聘等に係る謝金・旅費、リース料、消耗品費等。ただし、販売品に係る原材料費の仕入れ費用を除く。）</li> <li>③賃借料（事業所等の家賃、借地料。ただし、礼金、敷金、保証金、管理費、共益費、仲介手数料は除く。）※申請時に既に賃貸借契約を締結している場合には、交付決定日以降の翌月からの賃借料を対象とする。</li> <li>④設備費及び備品購入費（50万円（税込）未満のものに限る。）</li> <li>⑤起業に必要な官公庁等の申請書類作成等に係る経費（司法書士や行政書士への報酬・手数料）</li> <li>⑥知的財産権の出願及び取得に係る経費（出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、弁理士や弁護士への報酬・手数料）</li> <li>⑦その他町長が必要と認める経費</li> </ol> | 対象経費の3分の2以内<br>(千円未満切り捨て)<br>上限100万円 | 地域政策課<br>地域政策係<br>TEL48-5533 |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
|                 | 雇用創出支援補助      | <p>(1) 補助対象者：次に掲げる要件を全て満たしている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること（新たに町内に住所を有する場合を含む）</li> <li>・事業（収支）計画が明確であること</li> <li>・事業所等の場所が町内であること</li> <li>・許認可等を要する業種については、既に当該認可を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること</li> <li>※町税、町使用料等の滞納がない者</li> </ul> <p>(2) 補助対象者となる被雇用者の範囲</p> <p>申請年度において新たに雇用する従業員（正社員又はパート）<br/>※申請年度以前に雇用した従業員は対象としない。</p> <p>(3) 補助対象経費</p> <p>次の要件を満たす新たに雇用する従業員の賃金・共済費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>正社員</th> <th>パート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用条件</td> <td>1年以上の雇用契約</td> <td>6ヶ月以上の雇用契約</td> </tr> <tr> <td>補助する雇用人数（※1）</td> <td>2人以内</td> <td>3人以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象となる雇用期間（※2）</td> <td>雇用開始から1年以内</td> <td>雇用開始から6ヶ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 正社員とパートの合計は3人以内とする。</p> <p>※2 申請時に既に雇用契約がある場合については、雇用契約日から申請日までの期間を補助対象となる雇用期間から除くものとする。</p>   | 要件                                   | 正社員                          | パート | 雇用条件 | 1年以上の雇用契約 | 6ヶ月以上の雇用契約 | 補助する雇用人数（※1） | 2人以内 | 3人以内 | 補助対象となる雇用期間（※2） | 雇用開始から1年以内 | 雇用開始から6ヶ月以内 | <p>①正社員<br/>1人当たり月額10万円以内<br/>※町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額13万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額7万円以内とする。</p> <p>②パート<br/>1人当たり月額5万円以内<br/>※町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額7万円以内、町外から通勤する被雇用者の場合は月額3万円以内とする。</p> |  |
| 要件              | 正社員           | パート   |                                      |                              |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
| 雇用条件            | 1年以上の雇用契約     | 6ヶ月以上の雇用契約  |                                      |                              |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
| 補助する雇用人数（※1）    | 2人以内          | 3人以内  |                                      |                              |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |
| 補助対象となる雇用期間（※2） | 雇用開始から1年以内    | 雇用開始から6ヶ月以内   |                                      |                              |     |      |           |            |              |      |      |                 |            |             |   |  |